

生徒心得

校是「独創質実」を理解し、自主的に規律ある生活を実践できるように、次に示した心得をよく守り、豊かな高校生活を築こう。なお、下記の心得の中の禁止事項にふれるような行為があった場合は、指導措置（特別指導）の対象となることもある。

1 授業について

- (1) 予鈴時（8時30分）までに登校をすること。
- (2) 机の配列は6列を原則とし、指定された座席通りに着席すること。
- (3) 授業の初めと終わりは全員起立し、担当の教員と挨拶を交わすこと。
- (4) 正しい服装ができていることを確認し、机上の整理をして、授業に集中してのぞむこと。
- (5) 他の生徒の学習の妨げとなるような行為をしてはならない。

2 考査の受験心得について

事前の学習活動を十分に行い、公明正大な態度で受験すること。他の生徒の受験の妨害をしたり、不正行為を行ったりしてはならない。

（受験の注意）

- (1) 所定の机の配列を乱さず名列順に着席すること。服装を正し、厳粛な姿勢で受験にのぞむこと。
- (2) 教科書、ノート、辞書、参考書などは、すべて教室の前後の余地に整理して置き、机の中、机上、机の周辺には何も置かれていない状態にすること。また、教卓の上に生徒の私物を置いてはならない。
- (3) 携帯電話等は、電源を必ず切ってカバンにしまい、廊下に整理して置くこと。ポケットに入れておくなど、決して身につけたままにしてはならない。仮に、身につけていることが発覚した場合、携帯電話の着信音・バイブレーション等が発生した場合（カバンの中も含む）は、不正行為につながる事実がないことが確認されても、「考査妨害」として指導措置の対象となることがある。
- (4) 試験中は私語を慎み、物品の貸し借りをしてはならない。必要があれば挙手をして監督の教員に申し出て指示を受けること。（筆記用具、消し

ゴム、定規、コンパス、鉛筆削りなど、受験に必要な物品は各自で用意し、貸し借りしあってはならない。）

- (5) 試験開始後15分以上遅刻した場合は入室できない。また、試験開始から終了時まで、答案を提出したり、退出したりすることはできない。
- (6) 受験しない者は、試験場に近づいてはならない。当該試験が終了しても、監督の教員による確認作業が終わるまで、試験場に入ってはならない。
- (7) やむを得ない事由で受験できない場合、及び遅刻する場合は、試験開始15分前までに必ずホームルーム担任又は教科担任、教務部に電話連絡をすること。
- (8) 受験中に発病したり、気分が悪くなったりした場合、用便に行きたくなった場合は、監督の教員に申し出て指示を受けること。
- (9) 試験の時間割発表後、全試験終了日（成績処理業務中も含む）まで、職員室、各教科の準備室に入ってはならない。用事のある場合は入口で教職員に申し出て指示を受けること。
- (10) 上記以外の問題点等がある場合は、教務部に連絡し指示を受けること。不正行為及び試験の妨害等があった場合、また監督教員の指示に従わなかった場合「不正受験」として当該受験科目は0点扱いとなり、同時に指導措置の対象となる。

3 登下校・外出などについて

- (1) 登校後は、下校時まで原則として校外に出ることはできない。理由があつて早退、外出する場合は担任もしくは学年部に届け出て、所定の手続きをすること。
- (2) 登下校の際は、交通規則・交通マナーを遵守し安全に留意すること。
- (3) 自転車通学は自転車安全点検に合格することを条件とした許可制とする。自転車通学を許可された生徒は、許可シールを後部泥除けに取り付けた自転車で、時差通学（1年生は8時20分、2年生は8時25分、3年生および徒歩通学者は8時30分までに登校）をすること。駐輪場は各学年で指定された場所に整理して駐輪すること。指定された区域外に駐輪してあった場合は、撤去および、悪質な場合は指導の対象となる。
- (4) 下校時刻について
 - ア 平日は17時とする。ただし特別活動、部活動などに参加する場合は19:45までに活動を完了し、20:00完全下校とする。
 - イ 長期休業中における活動は、原則として17時までとする。ただし

特別活動、部活動などに参加する場合は19:45までに活動を完了し、20:00完全下校とする。

ウ 特別な理由なく遅い時間まで学校に残留してはならない。

- (5) 土曜日・日曜日・祝日の登校は、原則として禁止する。ただし特別活動、部活動などに参加する場合はこの限りではない。
- (6) 自動車での送迎は、道路事情を考えると危険であるため自粛をすること。安易に保護者に送迎を依頼しないこと。また自動二輪での送迎も安全を考えた上で自粛をすること。

4 学校生活について

- (1) 学校の内外を問わず、常に本校生徒としての自覚を持って行動し、暴力行為や人権無視の言動、また、喫煙・飲酒等法令義務違反の行為及び、これに類する行為は絶対にしないこと。
- (2) 自他の人権と人格を尊重し、高校生にふさわしい言動・態度で他の生徒と接すること。また携帯電話やスマートフォンの利用による、個人情報扱い及び他者の人権侵害になるような行為には十分に注意を払うこと。
- (3) 自他の生命を尊重する意味から、バイク（自動二輪・原付）については「四ない運動・プラス1」を厳守すること。違反が発見された場合は指導措置の対象となるとともに、卒業まで免許証を預かる。

【四ない運動】

- ① 運転免許を取得しない ② バイクを運転しない
- ③ バイクを買わない ④ バイクに同乗しない

【プラス1】

子どもの要求に負けない

- (4) 在学中の普通運転免許の取得は原則禁止とする。
- (5) 全ての生徒が楽しい高校生活を送るために、トラブルが起きないように努めること。万一、暴力行為などが起きた場合は、確認した者はまず制止し、現認者または当事者はただちに教職員に連絡すること。
- (6) 現金・物品などの貸借は、友情を傷つけるおそれがあるので避けること。
- (7) 外出・外泊・旅行・登山・キャンプ等は、保護者の承諾を得ること。行先・経路・目的・同行者・帰宅日時などを明確に家庭に知らせておくこと。理由なく夜間の外出・外泊は避けること。深夜徘徊は条例により補

導対象となるとともに、指導措置の対象となる場合もある。

- (8) ホームルーム・部・同好会で学校の内外を問わず行事を計画する場合には、担任または顧問に申し出て許可を得ること。
- (9) 登下校時、外出中、旅行中などに交通事故・災害・急病・暴力行為などによる事故が発生した場合は、近くの人に保護を求め、保護者と学校に連絡をすること。
- (10) 学校内外での売買行為・賭け事を禁じる。また、慈善事業などを目的として生徒相互間でのカンパ行為・物品の売買行為をする場合は、あらかじめ生徒指導部に届け出て指示を受けること。
- (11) アルバイトは原則として禁止する。ただし、経済的事情等でやむを得ずアルバイトをする必要がある場合は、学校指定の申請用紙に保護者が必要事項を記入、押印のうえ、担任と学業等の状況などを慎重に相談して提出すること。また、許可申請は年度単位であるため、年度をまたいでアルバイトを継続する場合は、その都度、申請用紙を提出すること。
- (12) 生徒旅客運賃割引証(学割)の交付については、事務室窓口において所定の手続きをして申請すること。

5 服装などについて

本校生徒にふさわしい服装、身だしなみを心掛け、華美なものは避けること。学校の内外を問わず、制服を着崩さずに正しく着用すること。なお服装規定の詳細は、別途教室に掲示されているので、各自が十分に理解をすること。

(1) 制服について

ズボン・スカート、ブレザー、カッターシャツ(胸ポケットに校名)、ネクタイ・リボンを学校指定品とする。ベスト、セーターについても学校指定品とする。

(2) 服装について

ア 10月～5月は原則としてブレザーを着用し、カッターシャツの第1ボタンまで留め、ネクタイ・リボンを着用すること。ブレザーの下にベスト、セーターを着用してもよい。

イ 6月～9月はブレザー、ネクタイ・リボンは着用しない。カッターシャツの第2ボタンまで留めて、裾はズボン・スカートの中に入れること。天候、健康上の理由等がある場合はベスト、セーターを着用してもよい。

ウ 衣替え時期には移行期間を設け、別途規程を掲示する。

(3) その他、注意事項

ア 土・日曜日、祝日、休業中においても、通学時には制服を着用すること。

イ 校外における学校行事、特別活動では制服を着用すること。但し、特別の指示がある場合はその限りではない。

ウ ブレザー・ズボン・スカートなどの部分改造を禁止する。

エ 頭髮の染色、加工(エクステンションを含む)、奇抜な髪形は禁止するとともに、指導の対象となる。また化粧、ピアス等の装飾をしないこと。装飾品は場合によって学期末をめどに預かる。

オ 健康上・身体上の理由で特に異装を必要とする場合は担任に届け出て、生徒指導部の許可を得ること。

カ 防寒具は華美なものを避け、校内で直ちに脱ぐことができるよう、制服の上から着用できるものにする。また、防寒のためにオーバーパンツ等を着用する場合は、昇降口で着脱をすること。同様に、校舎内でのコート、マフラー、手袋は着用しないこと。校内で着用していた時は、場合によっては預かる。

(4) 履き物

華美な靴や歩行が困難である靴での登校は避けること。かかとが高い靴やサンダル等は登校にふさわしくない。また、校舎内では学校指定のスリッパを使用すること。

6 所持品、盗難予防などについて

(1) 所持品には必ず記名すること。(教科書、辞書、参考書の類、体育服装、タオルの類、かばん、スリッパ、体育館シューズ、通学靴、その他)

(2) 多額の現金、高価な所持品、携帯用音楽プレーヤー等学習に不必要な物品(雑誌、漫画を含む)は学校内に持ち込まないこと。

(3) 現金・時計・眼鏡、タブレット、スマートフォン、電子辞書など貴重品に類するものの管理は、各自で行うこと。学校での納付、支払いなどのために持参した現金は、登校後できるだけ早く納付、支払いを済ませること。現金・貴重品は必要とあれば関係教員にあずけること。

(4) 生徒証明書は学校内外を問わず常に携帯すること。

(5) 現金・物品を紛失または拾得した場合は、直ちに生徒指導部に届けること。

7 理由なく他校生や学校に関係の無い人物を、学校あるいは学校周辺に招

じてはならない。

- 8 施設、設備、備品など公共物は大切に使用すること。万一、破損、汚損、紛失などをした場合は、すみやかにホームルーム担任あるいは教科担任に届けること。場合によっては全額または一部を弁償して負担することもある。

9 部活動について

現行の部活動名は次の通り。

(1) 文化部

合唱、吹奏楽、クラシックギター、美術、茶道、書道、演劇、写真、囲碁・将棋、地学、JRC（青少年赤十字）、放送、生物、文芸、郷土研究、工芸

(2) 運動部

バレーボール（男女）、バドミントン（男女）、硬式野球、バスケットボール（男女）、卓球（男女）、剣道（男女）、陸上競技（男女）、ハンドボール（男女）、ソフトテニス（男女）、女子ソフトボール、サッカー、山岳、ダンス

部活動に加入する際は、各部顧問及び生徒指導部に申し出ること。以後、退部等変更する場合も生徒指導部に申し出ること。

10 掲示・印刷物配布などについて

- (1) 学校の内外での掲示物は、関係教員の了解を得て、当該掲示物（放送による場合はその原稿）を生徒指導部に持参し、許可を受けること。
- (2) 掲示物の内容は、事実に基づかないもの、人権を侵すおそれのあるもの、環境にふさわしくないもの、営利、教唆、私用を目的とするものであってはならない。
- (3) 掲示用紙の大きさは原則として新聞2ページ大以内とする。
- (4) 掲示物には掲示団体名、責任者名、掲示期間を明記すること。
- (5) 掲示物は、期間が終了した時点で責任者が撤去すること。
- (6) 掲示は責任者以外の者が、故意に撤去、消去、汚損、破損などしないこと。
- (7) 掲示は学校が定めた場所に行うこと。
- (8) 印刷物及び黑板による掲示、放送による伝達についても、上記(1)～(7)の該当項目の趣旨を準用する。

11 集会及び学校施設などの使用について

- (1) 学校の内外で集会を行う場合は、あらかじめ関係教員（ホームルームの場合は担任、生徒会本部の場合は生徒指導部長、部活動の場合は顧問）の了解を得て、生徒指導部に届け出て指示を受けること。
- (2) 学校の施設、設備、備品など公共物を使用する場合は、所定の使用願により事前に関係教員の許可を受けること。万一、破損、汚損、紛失などをした場合は、その時点で速やかに関係教員に届け出ること。

12 自転車通学について

- (1) 自転車通学を希望する生徒は、自転車安全点検に合格するとともに、規則（別紙「自転車許可申請」「自転車通学に関する宣誓書」）を遵守することを約束した上で許可を得ること。
- (2) 手続き（別紙自転車許可申請について）に従って申請し許可を得ること。
- (3) 通学に関しては、自転車の交通規則ならびに交通マナーを遵守し、車両を運転する者として自覚を持って走行すること。

13 公共交通機関の利用について

登下校の際、公共交通機関を利用する場合は、規律ある行動をわきまえ、他の乗客への配慮を怠らないこと。また、乗下車時には整然と速やかに行動すること。